神戸市告示第449号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和８年11月27日

神戸市長　久　元　喜　造

１　指定する区域

中央区筒井町２丁目301番の一部

（別図のとおり）

２　特定有害物質の名称

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、

クロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図

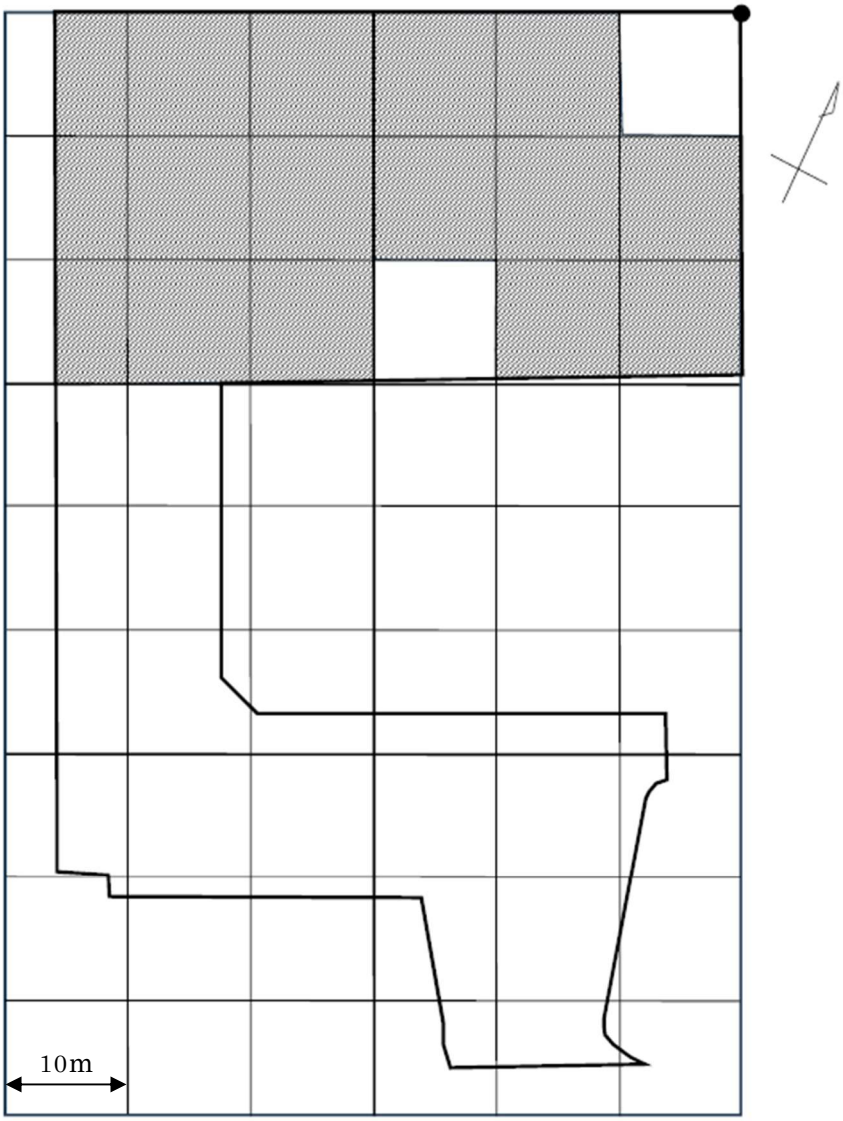

凡　例
●　:起点
□　:形質変更範囲
▨　:形質変更時要届出区域

＜起点＞
起点は中央区筒井町二丁目301番の最北端とする。

＜格子の回転角度＞
63° 50′ 24″
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m または 30m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。